

令和 7 年度高知県中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、高知県中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 県は、高知県内の中山間地域で生活する高齢者が、たとえ介護が必要な状態となっても、必要な介護サービスが十分受けられ安心して暮らし続けることができるよう、中山間地域における介護事業者の経営の安定化により、介護サービスの充実を図ることを目的として、市町村が次条に規定する介護サービスを別表に定める区分に応じて自ら実施する、又は当該介護サービスを提供する介護事業者に対して補助する事業に要する経費（市町村が自ら介護サービス事業を行っている場合にあっては、公営企業会計又は介護サービス事業勘定への繰入れのために負担した経費を含む。）及び介護事業者の職員の確保に対して補助する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象、基準額、補助率等）

第 3 条 補助対象となる介護サービスは、次に掲げるサービスとする。

- （1）介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項に規定する訪問介護及び法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号のイに規定する第 1 号訪問事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条による改正前の法（以下「平成 26 年改正前法」という。）第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護に相当するもの（以下「訪問介護」という。）
- （2）法第 8 条第 3 項に規定する訪問入浴介護及び法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問入浴介護（以下「訪問入浴」という。）
- （3）法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護及び法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）
- （4）法第 8 条第 5 項に規定する訪問リハビリテーション及び法第 8 条の 2 第 4 項に規定する介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション」という。）
- （5）法第 8 条第 7 項に規定する通所介護及び法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号のロに規定する第 1 号通所事業のうち平成 26 年改正前法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護に相当するもの（以下「通所介護」という。）
- （6）法第 8 条第 8 項に規定する通所リハビリテーション及び法第 8 条の 2 第 6 項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）
- （7）法第 8 条第 17 項に規定する地域密着型通所介護
- （8）法第 8 条第 18 項に規定する認知症対応型通所介護及び法第 8 条の 2 第 13 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）

いう。)

(9) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護」という。）

(10) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援

2 補助対象の区分、基準額、補助率等については、別表第1、別表第1の2及び別表第1の3に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、市町村長は、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定を行い、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により、当該市町村長に通知するものとする。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更をする場合は、事前に別記第3号様式による変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、補助金額の20パーセント以内の減額及び軽微な変更（補助対象区分間で20パーセントを超えない変更をいう。）は、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。

(3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(4) 補助金及び補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

(5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(6) 補助事業の実施に当たっては、県税を滞納しているものを間接補助事業者としないこと。

(7) 市町村は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前2号に掲げる条件を付さなければならないこと。

(8) 市町村は間接補助事業者に対して、第9条第2号又は第3号に該当する事由が生じたときは、補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を求める場合があることを、交付

決定の際にあらかじめ通知しておくとともに、第9条各号に掲げる事由に該当する事実が明らかになったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(9) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指示した事項

(実績報告)

第7条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、市町村長は、補助事業の完了年度の翌年度の4月22日（前条第2号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受けた日から起算して30日を経過した日）までに知事に提出しなければならない。

(状況報告及び調査)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、市町村に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不適當であると認められるとき。

(2) 間接補助事業者又は別表第1の3に規定される新たに雇用された常勤の職員が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。

(3) 別表第1の3に掲げる補助事業について、新たに雇用された職員が雇用開始の日から起算して1年以内に、異動又は辞職等により法第8条第2項又は同条第24項に規定する業務に専ら従事しなくなったとき。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると知事及び市町村長が認める場合は、この限りでない。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市町村がこの要綱の規定に違反したとき。

(概算払)

第10条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めたときは、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書1通を知事に提出しなければならない。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は市町村に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は同年 3 月 25 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 4 号、第 8 条から第 9 条及び第 11 条の規定は、同日以降もなお効力を有する。

別表第1（第3条関係）

第3条（1）から（8）まで及び（10）の介護サービス（ただし、区分4は（1）から（6）まで及び（10）のみ）

補助対象区分			基準額	補助率	交付額
1	利用者に補助対象となる介護サービスを提供した場合	事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が20分以上60分未満である場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の15パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額を市町村が補助又は自ら負担した額	2分の1	区分1から4までの基準額の合計額にそれぞれの区分に応じた補助率を乗じて得た額とする。ただし、当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
		事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が60分以上75分未満である場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の35パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額を市町村が補助又は自ら負担した額	2分の1	
		事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が75分以上である場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の50パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額を市町村が補助又は自ら負担した額	2分の1	
2	特別地域加算対象地域内に所在する小規模事業所が、利用者に補助対象となる介護サービスを提供した場合であって、事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が20分未満である場合。ただし、病院、診療所が行う訪問看護及び訪問リハビリテーションは対象としない。		補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の10パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額を市町村が補助又は自ら負担した額	2分の1	
3	区分1又は2に該当する事業者が、補助対象となる介護サービスに専ら従事させるため（当該事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定を併せて受けている場合にあっては当該指定を受けている事業に従事する場合を含む。）、常勤の職員を雇用した場合で、当該雇用の開始の日から1年以内の場合。ただし、補助金の交付決定以降に雇用した場合で、雇用することにより職員が増員となった場合に限る。		新たに雇用した職員1人につき、区分1又は2の補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の5パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額を市町村が補助又は自ら負担した額	2分の1	
4	区分1又は2に該当する事業者が、補助対象となる介護サービスを提供するにあたり、有料道路を使用して利用者宅までの訪問又は送迎を行った場合。ただし、地域密着型サービスは対象としない。		有料道路の使用に要した額を市町村が補助又は自ら負担した額	2分の1	

- （注）1 事業所には、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）に定める「本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）に定める「例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等」を含むものとする。
- 2 利用者とは、法において要介護又は要支援と認定された者、法第115条の45第1項第1号のイに規定する第1号訪問事業のうち平成26年改正前法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び法第115条の45第1項第1号のロに規定する第1号通所事業のうち平成26年改正前法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスが必要と市町村が認めた者のうち、特別地域加算対象地域（平成24年3月厚生労働省告示第120号により定められた厚生労働大臣が定める地域）に居住する者とする。（ただし、特別地域加算対象地域のある市町村において、特別地域加算対象地域外で介護サービスの確保が困難な地域（最寄りの事業所まで20分以上かかる地域）に居住し市町村長が補助することが適当であると認めた者を含む。）
- 3 訪問又は送迎に要する時間とは、通常の経路及び交通手段により片道に当該時間を要すると市町村長が認めた時間とする。

- 4 所定単位数とは、法に基づく介護給付費単位数サービスコード表の合成単位数とする。ただし、第1号訪問事業及び第1号通所事業のうち平成26年改正前法に規定する介護予防訪問介護に相当するサービス及び介護予防通所介護に相当するサービスは、市町村の定める単位数とする。
- 5 基準額の計算は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月厚生省告示第19号）に定められた方法に準じ行うものとする。
- 6 区分1及び2において、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護については、片道のみ送迎を行った場合は、往復送迎を行った場合の2分の1に相当する額を補助する。なお、所定単位数が月当たりで決定される場合は、1ヶ月間のサービス提供回数のうち過半数が片道のみ送迎となったときに往復送迎を行った場合の2分の1に相当する額を補助するものとし、過半数を下回る場合には往復送迎が行われたものとみなす。
- 7 区分2の小規模事業所とは、各市町村（平成16年以降に合併した市町村にあっては「合併前の市町村」とすることも可能とする。）におけるサービスごとの前年度4月の合計利用回数が200回以下（障害者総合支援法に基づく利用回数を含む。）の区域に所在する事業所とする。
- 8 区分3において、月の途中から雇用した場合及び月の途中まで雇用した場合の基準額等については、雇用した日数分を対象とする。
- 9 補助対象となるサービス提供は、当年度4月から3月分までのサービス提供分を対象とする。
- 10 「専ら従事」及び「常勤」とは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）の規定による。
- 11 区分4において、事業所から利用者宅まで、有料道路を使用せずに訪問又は送迎を行った場合の移動距離が30 km以上又は移動時間がおおむね60分以上であり、有料道路を利用することで移動時間が30分以上短縮される場合に限り対象とする。また、有料道路を20 km以上利用する場合は、30分の短縮効果があったものとみなす。

別表第1の2（第3条関係）
第3条（9）の介護サービス

補助対象区分			基準額	補助率	交付額
1	利用者に補助対象となる介護サービスを提供した場合	事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が20分以上60分未満である場合	補助の要件に該当するサービス提供回数に450円を乗じて得た額を市町村が補助又は自ら負担した額	2分の1	区分1から2までの基準額の合計額にそれぞれの区分に応じた補助率を乗じて得た額とする。ただし、当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
		事業所の所在地から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間が60分以上である場合	補助の要件に該当するサービス提供回数に1,050円を乗じて得た額を市町村が補助又は自ら負担した額	2分の1	
3	区分1に該当する事業者が、補助対象となる介護サービスに専ら従事させるため、常勤の職員を雇用した場合で、当該雇用の開始の日から1年以内の場合。ただし、補助金の交付決定以降に雇用した場合で、雇用することにより職員が増員となった場合に限り。		新たに雇用した職員1人につき、補助の要件に該当するサービス提供回数に150円を乗じて得た額に相当する額を市町村が補助又は自ら負担した額	2分の1	

- （注）1 事業所には、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）に定める「例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等」を含むものとする。
- 2 利用者とは、法において要介護1、要介護2、要支援1又は要支援2と認定された者のうち、特別地域加算対象地域（平成24年3月厚生労働省告示第120号により定められた厚生労働大臣が定める地域）に居住する者とする。（ただし、特別地域加算対象地域のある市町村において、特別地域加算対象地域外でサービスの確保が困難な地域（最寄りの事業所まで20分以上かかる地域）に居住し市町村長が補助することが適当であると認めた者を含む。）
- 3 区分2において、月の途中から雇用した場合及び月の途中まで雇用した場合の基準額等については、雇用した日数分を対象とする。
- 4 補助対象となるサービス提供は、当年度4月から3月分までのサービス提供分を対象とする。
- 5 「専ら従事」及び「常勤」とは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）の規定による。

別表第1の3（第3条関係）
第3条（1）及び（10）の介護サービス

補助対象区分		基準額	補助率	交付額
5	事業所が、補助対象となる介護サービスに専ら従事させるため、新たに雇用した常勤の職員に対し、一時金を支給した場合。	新たに雇用した職員1人につき、20万円を上限として、市町村が補助又は自ら負担した額	2分の1	区分1から2までの基準額の合計額にそれぞれの区分に応じた補助率を乗じて得た額とする。ただし、当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
6	事業所が、補助対象となる介護サービスに専ら従事させるため、新たに雇用した常勤の職員に対し、就労に伴い発生した転居に係る費用を支給した場合	新たに雇用した職員1人につき、10万円を上限として、市町村が補助又は自ら負担した額	2分の1	

- （注）1 事業所とは、法第8条第2項の規定に基づく訪問介護を行う事業所及び法8条24項の規定に基づく居宅介護支援を行う事業所のうち、次のいずれかの地域に所在する事業所をいう。
- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域
 - ・山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
 - ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
 - ・半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - ・離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 職員とは、法第7条第5項に規定する介護支援専門員及び法第8条第2項に規定する訪問介護を行う者をいう。また、「専ら従事」及び「常勤」とは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）の規定による。ただし、過去に本補助金に基づく一時金及び転居に係る費用（以下「一時金等」という）の支給を受けている者は除く。
- 3 一の事業所（以下「前の事業所」という）に勤務していた者が同一市町村内の別の事業所（以下「別の事業所」という）に新たに雇用された場合は、その者が前の事業所を退職した日の翌日から起算して3ヶ月を越えてから、新たに別の事業所に雇用された場合に限り、補助対象とする。また、過去に勤務していた事業所に再度雇用された場合、又は過去に勤務していた事業所と同じ法人が運営する他の事業所に雇用された場合も同様とする。
- 4 区分5、6とも、雇用を開始した日から3ヶ月以内に事業所から職員へ支給した場合のみ対象とする。
- 5 区分5において、一時金とは、職員が新規に就労した事実に対して支給する金銭をいい、給料及び通勤手当、家族手当、住居手当等の諸手当並びに賞与、その他労務提供の対価や、資格や地位又は職責に対して、又は福利厚生として支給する金銭は含まない。
- 6 区分6において、次のいずれかに該当する場合は対象としない。
- ・旧住居地から新住居地までの陸路による路程が8km未満である場合
 - ・旧勤務地と新勤務地までの陸路による路程が8km未満である場合
 - ・転居により、新住居地から新勤務地までの陸路による路程が短縮されない場合
 - ・同一市町村内での転居である場合
- 7 区分6において、転居に係る費用とは、次に掲げるものとする。
- ・就労に伴う移転のための家財の運搬等に係る経費（引越業者に依頼した場合の料金、レンタカーを利用した場合の料金、自家用車をフェリーで運搬した場合の航送料金を含む）
 - ・就労に伴う移転を行った場合の旧住居から新住居までの移動に係る旅費（運賃等）。ただし、家族の旅費は除く。
 - ・就労に伴い新たに居宅又は居室を賃借した場合の敷金及び礼金。

別表第2（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。